



## 保育無償化給付金の請求について（ご案内）

ひたちなか市幼児保育課

### 1. 無償化給付金とは

無償化の対象となる保育施設・事業の利用料を市から保護者の皆様へお返しする還付金のことです。無償化給付金を受け取るためには、事前に保育の必要性の認定を受け、認定の有効期間内に利用した分を月ごとに請求する必要があります。

無償化給付金の請求金額には、次のとおり月額上限額が定められています。

\* 3～5歳児クラスの方 月額 37,000 円まで

\* 0～2歳児クラスの方 月額 42,000 円まで

複数の施設・事業を利用した場合は、全ての利用料の合計が月額上限額となります。

### 2. 請求方法について

請求の方法や提出書類は、利用している施設・事業ごとに分かれています。下記の表を参考のうえ、請求してください。

利用する施設・事業	請求の方法	提出書類	提出先
市毛フレンド保育園、ベルワンキッズ保育園	施設で取りまとめ	請求書	各保育園
その他の認可外保育施設、病児保育事業（遊座医院）、市外の施設・事業	個人	請求書＋提供証明書＋領収証等	市役所幼児保育課
一時預かり事業、その他の病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業	個人	請求書	

※複数の施設や事業の利用料を請求する場合には、1枚の請求書にまとめて請求してください。その際、市毛フレンド保育園、ベルワンキッズ保育園を利用している方は、他施設・事業の提供証明書と領収証等もあわせて提出してください。

### 3. 提出先について

○市毛フレンド保育園、ベルワンキッズ保育園をご利用の方 → 各保育園へ提出をお願いいたします。

○その他の施設・事業を利用の方 → 市役所幼児保育課へ提出

（ やむをえない場合は郵送可。その場合、書類の不備等があると確認のため支払いが遅くなる場合があります。宛先→〒312-8501 ひたちなか市東石川2丁目10番1号 福祉部幼児保育課 ）

### 4. 提出期限について

**請求書の提出期限は、利用月の翌月10日まで**となります。（10日が休日の場合その次の開庁日まで）  
市毛フレンド保育園、ベルワンキッズ保育園をご利用の方は、保育園で取りまとめをしていただくので保育園の指示に従って提出をお願いします。

### 5. 無償化給付金の振込み時期について

無償化給付金の振込み時期は、請求内容の審査を行うため、請求書の提出期限から約2か月程度かかることを想定しております。請求書に誤りがあり差替えが必要な場合には、その分給付が遅れてしまいます。幼児保育課から請求内容についてお問い合わせをすることがありますので、ご協力をお願いいたします。

【問い合わせ先】 ひたちなか市幼児保育課（Tel 029-273-0111）